

2025年7月17日

元幹部社員に対する有罪判決について

24時間テレビの寄付金と会社資金を着服し、業務上横領罪で在宅起訴された弊社元幹部社員（2023年11月27日付で懲戒解雇）に対して、本日、鳥取地方裁判所から懲役3年執行猶予5年の有罪判決が出されました。

弊社といたしましては、本判決を厳粛に受け止め、改めて多くの皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

引き続き、不正再発防止策を徹底して寄付金の厳正な管理を行うとともに、寄付をしてくださる皆様の善意をお預かりする立場であることを社員全員で強く意識し、安全な募金活動を展開してまいります。

今後二度とこのような事案を起こさないよう、企業ガバナンス強化と社員のコンプライアンス意識の徹底を図り、信頼の回復に努めてまいります。